

注意事項(出願・受験・試験室)

■出願に当たっての注意事項

1. 出願は、インターネット出願に限りです。P5～8「ネット出願から合格発表までの流れ」を参照し、パソコンまたはスマートフォン、タブレットから出願を行ってください。自宅等にインターネット環境がない場合は、本学入試センターに設置されたパソコンでも出願ができますので、ご利用の場合は本学入試センターにお問い合わせください。
2. 一旦、提出された出願書類の変更(受験学部・学科・学群、受験科目及び試験地など)及び出願書類の返還には応じられません。また、一旦納入された入学検定料は、いかなる理由があっても返還いたしません。
3. 出願書類に不備のあるものは受理しません。提出前に再度出願書類の確認を行ってください。

■受験に当たっての注意事項

1. 本学試験場は、試験前日の下見はできますが、校舎内や試験室への立ち入りはできません。地方試験場の下見は、試験当日まで建物の中や試験場への立ち入りはできません。
2. 試験場へは、公共交通機関を利用してください。試験当日は交通機関の遅延等を見越して早めに出発するようにしてください。
3. 試験当日は遅くとも試験開始時刻の15分前までに試験室に入室してください。
4. 試験開始後20分以上の遅刻者は受験を認められません。
5. 試験が終了するまで試験室を退出することができません。
6. 昼食は、各自持参してください。
7. 地方試験場は、付添人控室を設置しておりません。

■試験室での注意事項

1. 解答(マークシート)は、黒鉛筆またはシャープペンシル(B、HB)以外のものを使用してマークした場合、解答が読み取れないことがありますので、使用しないでください。
2. 受験票のほかに試験時間中、机の上に置けるものは次のとおりとします。

・黒鉛筆またはシャープペンシル(B、HBに限る。和歌・格言・英単語等が印刷されているものは不可。) 鉛筆キャップ
・プラスチック製の消しゴム
・鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。)
・時計(辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。アラームや時報機能のついた時計は試験開始までにアラーム設定を解除してください。)
・眼鏡、ハンカチ、目薬、ティッシュペーパー(袋または箱から中身だけ取り出したもの。)

これ以外の所持品を使用または置いている場合には、不正行為となることがあります。

3. 試験時間中に、次のものを使用してはいけません。これらを使用または机の上に置いている場合には、不正行為となることがあります。

・電卓、そろばん、定規、コンパス、グラフ用紙等の補助具
・携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類
(試験開始までに必ず電源を切って、かばんに収納してください。身に付けていたり手に持っている不正行為となることがあります。)

4. 英文字や地図等がプリントされている服等は着用しないでください。着用している場合には、脱いでもらうことがあります。
5. 受験票は、試験時間中は机上の受験番号シールの前に置いてください。
6. 試験開始後は、試験が終了するまで途中退場は認められません。(ただし、体調不良またはトイレ等のやむを得ない場合を除きます。)
7. 試験時間中に日常的な生活騒音等(試験監督者の巡視による足音・監督業務上必要な打合せなど、航空機・自動車・風雨・空調の音、周囲の受験生の咳・くしゃみ・鼻をすする音、携帯電話や時計等の短時間の鳴動、周辺の建物のチャイム音など)が発生した場合でも試験時間延長等の救済措置は行いません。
8. 試験監督者の指示に従わなかった場合、不正行為となることがあります。
9. 問題冊子及び解答用紙は、その試験が終了するまで、試験室から持ち出すことはできません。持ち出した場合は、不正行為となります。
10. 不正行為者には退場を命じ、全科目を無効とします。

■身体に障がいのある方の出願

1. 受験および入学後の大学生活に際して特別の措置を必要とされる場合は、必ず出願開始日の2週間前までに入試センターにご相談ください。必要に応じて面接や試験室の配慮等の措置を行います。
2. 本学としては、施設面等の改善に努力しておりますが、相談の内容によっては、受験および就学上の対応ができず特別の措置を講じることができない場合もありますので、ご了承ください。

■被災地(災害救助法適用地域)受験生への特別措置

本学への入学を希望している被災地(災害救助法適用地域)の志願者に対して、その機会をできる限り保証するため、被災の状況により、入学検定料免除、入学金・学費減免の制度を設けています。詳細は本学ホームページ(<https://www.himeji-du.ac.jp/life/tuition/saigai/>)をご確認ください。

■感染症(インフルエンザ・新型コロナウイルス)にかかった場合の対応

学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症(インフルエンザ・新型コロナウイルス等)に罹患し治療していない場合は、他の受験生や監督者等への感染のおそれがありますので、受験をご遠慮願います。

上記により受験をご遠慮いただいた場合は、追試験等の特別措置は行いません。

但し、入学検定料は、入学検定料返還依頼書及び医師の診断書(学校保健安全法で出席停止が定められている感染症名が記載され、欠席した入学試験日が加療期間に含まれているもの)の提出により返還いたします。入学検定料の返還を希望される場合は、入試センターに申し出てください。